

令和8年6月吉日

三条法人会会員 各位

公益社団法人三条法人会
会長 野 崎 正 明

三条法人会年会費額改定のお願い

拝啓 深緑の候、会員の皆様におかれましては益々御盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は法人会活動に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度は公益社団法人に認定されてから15年目を迎え、新しいルールの下での組織運営や事業活動は定着し、昨年度はお陰様で法人会活動を効率的、積極的に展開することができました。

一方で、昨今の社会情勢の変化や企業活動の多様化などにより、会員の減少傾向が続き、経常収益に占める受取会費割合は3割弱となり、全国法人会総連合からの補助金等の割合が6割を超える高い水準で推移し、活動財源は補助金に依存している状況となっております。

このことから、将来にわたる当会の活動財源を安定的に確保するため、先般、6月11日に開催されました第15回通常総会において「三条法人会会費に関する規程」の一部改正が満場異議なく承認され、令和8年度から施行することとされたところでございます。


つきましては、誠に恐縮ではありますが、正会員の年額会費額を次のとおり改定させていただきたく、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の維持強化を図るため、会員確保、相互交流の深化による一層の連携強化に注力し、地域の活性化にも配慮しつつ各種事業活動に取り組んでまいりたいと存じます。

当会の事情をお汲み取りいただき、今後とも変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

	資本金区分	改定前 年会費金額		改定後 年会費金額
正会員	1,000万円未満の法人	3,000円		4,000円
	1,000万円以上 3,000万円未満の法人	4,000円		5,000円
	3,000万円以上 5,000万円未満の法人	6,000円		6,000円
	5,000万円以上 1億円未満の法人	15,000円		15,000円
	1億円以上の法人	25,000円		25,000円
	系列会社（代表者・経理員及び事務所が親会社と同じ）	2,000円		2,000円
	支店・営業所	3,000円		3,000円
賛助会員	法人又は個人の事業所	2,000円		2,000円